

# 参 考 资 料

## 入札制度に関するアンケート調査結果

### 1. はじめに

平成 17 年 4 月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、同年 8 月には、同法第 8 条第 1 項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されたことにより、水道事業体における総合評価方式の導入を含めた調達方式の見直しが急務となっている。

調達方式の検討については、平成 17 年 10 月に開催の日本水道協会第 74 回総会会員提出問題討議の中で、本件に係る調査研究をすべきとの緊急動議が提出され、今後の対応について第 166 回常任理事会（平成 18 年 8 月 3 日開催）で審議され、「水道事業における調達方式のあり方に関する検討会」を設置し調査研究を進めることとなった。

さらに、第 1 回同検討会（平成 18 年 9 月 25 日開催）において、「調達方式検討小委員会」、「総合評価導入検討小委員会」、「業務委託等検討小委員会」の 3 つの小委員会の設置が決定し、検討に入った。

本アンケート調査は、調達方式検討小委員会が検討を進めるに当たり、上水道事業体の 5 割近くを構成している小規模水道事業体が、特に契約事務において問題を多く抱えていると思われることから、入札執行体制や当該事業体の技術力などの入札状況を把握し、本小委員会での検討に役立てることを目的とし、給水人口 3 万人以下の正会員のうち、地域性を考慮して抽出した 195 事業体に対して実施した。

### 2. 調査内容

小規模事業体における入札状況を把握するため、発注規模、契約方法、入札への水道事業体の関与、現行入札における問題点、平均落札率の傾向、地域性への考慮、分離分割発注、総合評価方式の導入状況等に関する設問を行った。

### 3. 調査対象・回答率

調査対象は平成 19 年 1 月 1 日現在末端給水を行っている給水人口 3 万人以下の正会員 656 事業体から地域性を考慮して抽出した 195 事業体に対し実施し、その 62.1%にあたる 121 事業体からの回答があった。

表 1 回答率

項目	事業体数	割合 (%)
対象事業体数	195	100.0
回答事業体数	121	62.1
無回答	74	37.9

#### 4. アンケート結果

##### 〔設問1〕発注規模

平成17年度の建設工事請負契約等は、何件ありましたか。また、その内訳について、契約方法別（一般競争入札、指名競争入札、随意契約、総合評価方式）件数とそれぞれの最高契約金額（税込）をご回答下さい。

※随意契約については、地方公営企業法施行令第21条の14別表第1に定められた額（工事130万円、業務委託50万円）以下のものを除く。

##### (1) 配管工事

表2 配管工事における平成17年度建設工事請負契約件数

項 目	事業体数	総契約件数 (%)	平均契約件数
配管工事全体	116	1,158 (100.0)	10.2
うち、一般競争入札	3	21 ( 1.8)	7.0
うち、指名競争入札	113	1,022 ( 88.3)	9.0
うち、随意契約	29	115 ( 9.9)	4.0
うち、総合評価方式	0	0 ( 0.0)	0.0

表3 配管工事における平成17年度建設工事請負最高契約金額の分布

(単位：最高契約金額(円)単位で見た事業体数)

項 目	5百万未満	5百万以上 1千万未満	1千万以上 3千万未満	3千万以上 5千万未満	5千万以上 1億未満	1億以上
一般競争入札	—	—	—	1	—	—
指名競争入札	7	27	48	19	9	2
随意契約	2	3	8	4	5	7
総合評価方式	—	—	—	—	—	—

※最高契約金額無回答の事業体があるため、必ずしも表2の事業体数と一致しない。

(2) 配管工事以外

表4 配管工事以外における平成17年度建設工事請負契約件数

項 目	事業体数	総契約件数 (%)	平均契約件数
配管工事以外全体	90	425 (100.0)	4.7
うち、一般競争入札	2	4 ( 0.9)	2.0
うち、指名競争入札	84	350 ( 82.4)	4.2
うち、随意契約	26	70 ( 16.5)	2.7
うち、総合評価方式	1	1 ( 0.2)	1.0

※総合評価方式の回答は、DB (Design Build) 方式による浄・配水場の入札をプロポーザル方式で行ったもの。

表5 配管工事以外における平成17年度建設工事請負最高契約金額の分布

(単位：最高契約金額 (円) 単位で見た事業体数)

項 目	5百万未満	5百万以上 1千万未満	1千万以上 3千万未満	3千万以上 5千万未満	5千万以上 1億未満	1億以上
一般競争入札	—	—	1	1	—	—
指名競争入札	17	14	22	11	4	16
随意契約	22	3	1	—	—	—
総合評価方式	—	—	—	—	—	1

### (3) 設計業務委託

**表6 設計業務委託における平成17年度建設工事請負契約件数**

項目	事業体数	総契約件数 (%)	平均契約件数
設計業務委託全体	78	246 (100.0)	3.2
うち、一般競争入札	0	0 (0.0)	0.0
うち、指名競争入札	66	186 (75.6)	2.8
うち、随意契約	24	60 (24.4)	2.5
うち、総合評価方式	0	0 (0.0)	0.0

**表7 設計業務委託における平成17年度建設工事請負最高契約金額の分布**

(単位：最高契約金額(円) 単位で見た事業体数)

項目	5百万未満	5百万以上 1千万未満	1千万以上 3千万未満	3千万以上 5千万未満	5千万以上 1億未満	1億以上
	一般競争入札	—	—	—	—	—
指名競争入札	36	15	12	2	—	—
随意契約	19	3	2	—	—	—
総合評価方式	—	—	—	—	—	—

※最高契約金額無回答の事業体があるため、必ずしも表6の事業体数と一致しない。

## 〔設問2〕 契約方法の選択基準

貴水道事業では、金額によって契約方法を区分していますか。あてはまる項目を〔1つだけ〕ご回答下さい。

区分している場合、区分基準を記入して下さい。

- ① 区分している
- ② 区分していない

表8 契約方法の選択基準の有無（回答事業体数120）

項目	区分している	区分していない
事業体数	70 (58.3)	50 (41.7)

※（ ）内は「回答事業体数」に対する割合(%)

### (1) 一般競争入札における主な基準

- ① 地方公営企業法施行令第21条の14に該当しない工事(5)
- ② 工事価格による基準
  - ・3,000万円以上(2) ・1億5,000万円以上 ・2億円以上 ・3億円以上
  - ・5億円以上(5) ・7億5,000万円以上 ・10億円以上(2)
  - ・24億1,000万円以上(WTO政府調達委員会による)

- ③ 審査委員会等の審査を経て首長が決定(2)

※（ ）は回答が複数あった場合の事業体数

### (2) 指名競争入札における主な基準

- ① 地方公営企業法施行令第21条の14に該当しない工事(25)
- ② 工事価格による基準
  - ・50万円以上 ・130万円以上5,000万円未満
  - ・130万円以上1億5,000万円以下(3) ・500万円以上(2) ・3,000万円未満
  - ・3,000万円以下 ・5,000万円以上5億円未満 ・2億円以上 ・3億円以上
  - ・5億円以下

- ③ 一般競争入札に該当しないもの

- ④ 電気及び機械設備工事

- ⑤ 地域性を考慮し、同一行政区域内の企業を指名(2)

※（ ）は回答が複数あった場合の事業体数

### (3) 随意契約における主な基準

地方公営企業法施行令第21条の14に該当する工事(69)

※（ ）は回答が複数あった場合の事業体数

#### (4) 総合評価方式における主な基準

特になし

#### 〔設問3〕入札・契約主体

貴水道事業では入札・契約を、水道事業単独で行っていますか。あるいは、一般行政部局において行っていますか。あてはまる項目を〔1つだけ〕ご回答下さい。

- ① 水道事業単独で行っている
- ② 一般行政部局で行っている
- ③ その他（具体的にご回答下さい）

表9 入札・契約主体（回答事業体数 120）

項目	水道事業体単独	一般行政部局	その他
事業体数	53 (44.2)	57 (47.5)	10 (8.3)

※（ ）内は「回答事業体数」に対する割合(%)

#### (1) その他の主な回答

- ① 入札は一般行政部局、契約は水道事業体
- ② 競争入札は一般行政部局、随意契約は水道事業体
- ③ 入札行為は、自治体が設置した審議会に委任

#### 〔設問4〕一般行政部局への水道事業側の意見反映方法

問3にて②を選択された方のみご回答下さい。

一般行政部局で入札・契約を行っている場合、入札参加者の条件など水道事業側の意見をどのように反映されていますか。あてはまる項目を〔複数回答可〕ご回答下さい。

- ① 一般行政部局への依頼書に特記事項で反映
- ② 指名審査会に水道事業者から委員を選出
- ③ 特に反映されていない
- ④ その他（具体的にご回答下さい）

表10 水道事業側の意見反映方法〔複数回答〕（回答事業体数 57）

項目	特記事項で反映	審査会委員選出	特に反映されていない	その他
事業体数	11 (19.3)	34 (59.6)	9 (15.8)	8 (14.0)

※（ ）内は「回答事業体数」に対する割合(%)

### (1) その他の主な回答

- ① 指名企業は水道事業者が推薦、あるいは推薦書を提出
- ② 水道事業者において指名審査会へ参加者（水道事業体職員以外）を選出
- ③ 指名審査会は水道事業体を実施
- ④ 指名審査会において工事概要、施工条件など特記事項を水道事業者が説明

### 〔設問5〕企業側の施工能力担保

入札にあたって、企業の施工能力は担保されていますか。あてはまる項目を〔1つだけ〕ご回答下さい。

- ① 担保されている（担保手法について具体的にご回答下さい）
- ② 特に担保されていない

表11 企業側の施工能力担保（回答事業体数114）

項目	担保されている	特に担保されていない
事業体数	84 (73.7)	30 (26.3)

※（ ）内は「回答事業体数」に対する割合(%)

### (1) 主な担保方法

- ① 工事实績（受注額）、工事施工成績等の評価による格付け(65)
- ② 経営事項審査結果による格付け(48)
- ③ 技術職員名簿、機械設備調書、許可免許証等の提示(1)
- ④ 管工事組合への発注(1)
- ⑤ 一般行政部局（建設等）の評価をそのまま適用(1)
- ⑥ 管工事施工管理技士1、2級の免許取得(1)
- ⑦ 経営事項審査を受けていない企業（業者）は、一定額以上の入札に指名しない(1)
- ⑧ 企業の技術的特性及び安全管理を考慮(1)
- ⑨ 資格取得者数(1)

※（ ）は回答が複数あった場合の事業体数



〔設問6〕 現行入札制度における問題・トラブル

現行の入札や入札制度において、問題やトラブル等（低価格入札によるトラブル等）がありますか。具体的にご回答下さい。

- ① ある（具体的にご回答下さい）
- ② 特にない

表12 現行入札制度における問題・トラブル（回答事業体数120）

項目	あ る	特にない
事業体数	3 (2.5)	117 (97.5)

※（ ）内は「回答事業体数」に対する割合(%)

(1) 主な問題・トラブル等

- ① 入札において、特に技術力の担保がされていないことから、経営事項審査結果、配管技能者等の資格に基づく対応を予定
- ② 落札率の高止まり傾向があり、一般競争入札の拡大を図る必要性がある
- ③ 地元企業で十分施工能力が担保されているが、落札率の高止まり傾向が伺える
- ④ 入札金額が高く落札されない

〔設問7〕 落札率

(1) 平成17年度の平均落札率（随意契約を除く）について、あてはまる項目を〔1つだけ〕ご回答下さい。

- ① 95%以上
- ② 90%以上 95%未満
- ③ 85%以上 90%未満
- ④ 80%以上 85%未満
- ⑤ 80%未満

表13 平成17年度平均落札率（回答事業体数113）

項目	95%以上	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
事業体数	53 (46.9)	50 (44.2)	8 (7.1)	2 (1.8)	0 (0.0)

※（ ）内は「回答事業体数」に対する割合(%)

(2) 平成17年度の平均落札率(随意契約を除く)の傾向について、あてはまる項目を〔1つだけ〕ご回答下さい。

※当該年度の平均落札率(%) = 当該年度の落札価格の合計額 / 当該年度の予定価格の合計額 × 100

- ① 平成16年度に比べ大幅に低下した(5ポイント以上)
- ② 平成16年度に比べ低下した(2ポイント以上5ポイント未満)
- ③ 変化は無い(プラスマイナス2ポイント未満)
- ④ 平成16年度に比べ上昇した(2ポイント以上)

表14 平成16年度と比較した平成17年度平均落札率の傾向(回答事業体数110)

項目	5ポイント以上低下	2ポイント以上5ポイント未満低下	±2ポイント未満	2ポイント以上上昇
事業体数	2 (1.8)	12 (10.9)	91 (82.7)	5 (4.5)

※( )内は「回答事業体数」に対する割合(%)

※端数調整のため、( )内の合計は100%にならない

#### 〔設問8〕地域性の考慮

貴市町村一般行政部局あるいは貴水道事業では、地元企業育成など地域性を考慮した入札を行っていますか。あてはまる項目を〔1つだけ〕ご回答下さい。

- ① ほぼ全てに行っている(具体的にご回答下さい)
- ② 特に行っていない
- ③ 配管工事のみに行っている(具体的にご回答下さい)
- ④ その他(具体的にご回答下さい)

表15 地元企業育成など地域性考慮の有無(回答事業体数120)

項目	ほぼ全てに行っている	特に行っていない	配管工事のみに行っている	その他
事業体数	61 (50.8)	29 (24.2)	24 (20.0)	6 (5.0)

※( )内は「回答事業体数」に対する割合(%)

#### (1) ほぼ全てに行っている場合の主な具体例

- ① 指名企業選考に際し、地元企業育成のため行政区域内あるいは県内の企業を優先または限定
- ② 指名企業選考に際し、地場産業育成を考慮

- ③ 管工事においても除雪業務など地域固有の業務が付随するため、地元企業を優先

**(2) 配管工事のみ行っている場合の主な具体例**

- ① 漏水等緊急時対応または配管修繕工事対応の観点から、地元管工事業者（近隣自治体を含む）を指名あるいは優先
- ② 地元企業育成の観点から、地元管工事業者を指名あるいは優先
- ③ 地元土木業者育成のため従来の地元管工事業者とのJVを入札業者として参加させ、実績を積ませる。

**(3) その他の主な具体例**

- ① 500万円以下の工事入札に関して、地元企業育成を考慮
- ② 工種、規模により、地元企業育成を考慮

**〔設問9〕 分離分割発注**

建設工事の発注にあたって、価格や業種を考慮した分離分割発注を行っていますか。あてはまる項目を〔1つだけ〕ご回答下さい。

※ 分離分割発注の基準については、例えば浄水場更新工事等で土木工事と電気機械計装工事を分けて発注するような場合に、具体的な基準を設けられているかについてご記入下さい。

- ① 分離分割発注を行っている（基準を具体的にご回答下さい）
- ② 分離分割発注は特に行っていない

**表16 分離分割発注（回答事業体数119）**

項目	行っている	特に行っていない
事業体数	47 (39.5)	72 (60.5)

※（ ）内は「回答事業体数」に対する割合(%)

**(1) 主な分離分割発注方法**

- ① 特に基準はないが規模により、土木工事、機械設備工事、電気計装設備工事に分離して発注
- ② 工事種別毎に発注
- ③ 建設、電気、冷暖房給排水、土木、舗装の5項目に分割して発注
- ④ 特に専門的技術を要すると判断された場合

〔設問10〕総合評価方式の導入

貴市町村一般行政部局あるいは貴水道事業における入札について、総合評価方式を導入していますか。あてはまる項目を〔1つだけ〕ご回答下さい。

- ① 導入している
- ② 導入していない

表17 総合評価方式の導入（回答事業体数119）

項目	行っている	特に行っていない
事業体数	10 (8.4)	109 (91.6)

※（ ）内は「回答事業体数」に対する割合(%)

〔設問11〕総合評価方式の導入していない理由

問10にて②を選択された方のみ、総合評価方式を導入していない理由について、あてはまる項目をご回答下さい。〔複数回答可〕

- ① 導入の方向で検討している
- ② 総合評価方式の導入は、現行の組織・体制では難しい
- ③ 総合評価方式は手続きに時間が掛かる
- ④ 総合評価方式がよく判らない
- ⑤ 検討したことが無い
- ⑥ その他（具体的にご回答下さい）

表18 総合評価方式の導入〔複数回答〕（回答事業体数108）

項目	導入を検討中	現行の組織・体制では難しい	手続きに時間が掛かる	総合評価方式に対する理解不足	未検討	その他
事業体数	19 (17.5)	44 (40.7)	15 (13.9)	4 (3.7)	44 (40.7)	5 (4.6)

※（ ）内は「回答事業体数」に対する割合(%)

(1) その他の主な理由

- ① 総合評価方式導入のメリットが無い
- ② 導入したから質の高い施工がされるとは限らない
- ③ 導入の是非も含め、今後検討したい

〔設問 1 2〕 総合評価方式の導入困難な工事

総合評価方式を導入することが、基本的に困難と考える工事がありますか。あてはまる項目を〔1つだけ〕ご回答下さい。

- ① 困難と考える工事がある
- ② 困難と考える工事は無い

表 1 9 総合評価方式の導入困難な工事（回答事業体数 110）

項 目	困難な工事がある	困難な工事は無い
事業体数	16 (14.5)	94 (85.5)

※（ ）内は「回答事業体数」に対する割合(%)

〔設問 1 3〕 総合評価方式の導入困難な工事

問 12 にて①を選択された方のみ、総合評価方式を導入することが基本的に困難と考える工事について、あてはまる項目をご回答下さい。〔複数回答可〕

総合評価方式を導入することが、基本的に困難と考える工事がありますか。あてはまる項目を〔1つだけ〕ご回答下さい。

- ① 土木工事（新設・更新）
- ② 土木修繕工事
- ③ 配管工事（新設・更新）
- ④ 配管修繕工事
- ⑤ 電気機械設備工事（新設・更新）
- ⑥ 電気機械設備修繕工事
- ⑦ 設計業務委託
- ⑧ その他（具体的にご回答下さい）

表 2 0 総合評価方式の導入困難な工事〔複数回答〕（回答事業体数 12）

項 目	土木工事	配管工事	電気機械設備工事	設計業務委託	その他
	(新設・更新)	(新設・更新)	(新設・更新)		
事業体数	1 (8.3)	2 (16.7)	4 (33.3)	2 (16.7)	2 (16.7)
	(修繕)	(修繕)	(修繕)		
	3 (25.0)	3 (25.0)	4 (33.3)		

※（ ）内は「回答事業体数」に対する割合(%)

**(1) その他の主な理由**

- ① 総合評価方式導入のメリットが無く、事務を煩雑にする必要は無い
- ② 現行の体制では全て導入は難しい

**〔設問 1 4〕 総合評価方式の導入困難な理由**

問 13 で選択された工事について、総合評価方式を導入することが、基本的に困難と考える理由を工事ごとにご記入下さい。

- ① 配管修繕工事は緊急を要することが殆どであり、速やかに発注できることが条件となり、総合評価方式を用いて入札を行う時間的余裕がない
- ② 電気機械設備
  - ・ 電気機械設備の施工業者は、使用する資機材メーカーにより得意不得意があり、評価を行うことが困難
  - ・ 電気機械設備を更新する場合、他のメーカーを使用すると、多大な調査費が必要
  - ・ 各種電気機械設備に対しての専門職員が不在
- ③ 総合評価方式全体
  - ・ 規模が小さい事業体では、学識経験者に意見を求める体制を確立できない
  - ・ 技術力を比較・評価できる職員の不在
  - ・ 各専門分野での知識不足
  - ・ 技術提案を求める工事案件がない

.....

**地方公営企業法施行令第 21 条の 14**

**(随意契約)**

第 21 条の 14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 1. 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第 1 の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。
- 2. 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 3. 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設、同条第 21 項に規定する地域活動支援センター、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 6 項に規定する生活介護、同条第 14 項に規定する就労移行支援又は同条第 15 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う

施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第 15 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）において製作された物品を管理規程で定める手続により買い入れる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センターから管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第 3 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

4. 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、管理規程で定める手続により、買い入れる契約をするとき。
  5. 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
  6. 競争入札に付することが不利と認められるとき。
  7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
  8. 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
  9. 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第 8 号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第 1 項第 9 号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前 2 項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

#### [ 別表第 1 ]

1. 工事又は製造の請負
  - ・ 都道府県及び指定都市 2500 千円
  - ・ 市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。） 1300 千円
2. 財産の買入れ
  - ・ 都道府県及び指定都市 1600 千円
  - ・ 市町村 800 千円

3. 物件の借入れ
  - ・ 都道府県及び指定都市 800 千円
  - ・ 市町村 400 千円
4. 財産の売払い
  - ・ 都道府県及び指定都市 500 千円
  - ・ 市町村 300 千円
5. 物件の貸付け 300 千円
6. 前各項に掲げるもの以外のもの
  - ・ 都道府県及び指定都市 1000 千円
  - ・ 市町村 500 千円